

# 菊池広域連合職員の懲戒処分の公表について

令和3年3月15日

令和3年3月12日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表します。

1. 処分年月日      令和3年3月12日
2. 被処分者      当時消防本部通信指令課に勤務していた男性主幹(52歳)
3. 処分内容      停職（6か月）
4. 処分理由

処分対象職員は、令和2年9月下旬に飲酒運転の疑いにて警察に保護された。警察等の事情聴取にて本人が飲酒を認めたため処分を行ったもの。

飲酒運転は、消防職員の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第29条第1項及び菊池広域連合職員懲戒規程に基づき、懲戒処分を行いました。

また、この懲戒処分を受けて、消防長が文書訓告、他管理職3名が嚴重注意となりました。

菊池広域連合消防本部総務課  
TEL：096-232-9340  
FAX：096-232-9345